
佐賀産業保健推進連絡事務所「かささぎ」メール・マガジン

2013年3月 第59号

【目次】

1. トピックス
 2. お知らせ
 3. 産業保健相談員のコーナー
 4. 研修会のご案内
 5. 産業保健関係情報
-

1. トピックス

◇平成24年度「自殺対策強化月間」の実施について

平成24年度「自殺対策強化月間」(実施期間:平成25年3月1日~3月31日)が実施されています。

<平成24年度自殺対策強化月間実施要綱>

<http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/kyoukagekkan/h24/pdf/youkou.pdf>

<平成24年度自殺対策強化月間特設ページ>

<http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/kyoukagekkan/index-h24.html>

◇「こころの健康づくり実行宣言」登録制度について

佐賀県では、職場におけるこころの健康づくりの推進を図るため、「こころの健康づくり実行宣言」(10カ条)を実施し、職場のメンタルヘルス対策に積極的に取り組む事業所を募集しています。登録事業所には、登録証と実行宣言書、普及啓発グッズの送付や、佐賀県のホームページへの掲載及びメンタルヘルスに関する情報提供が行われることとなっています。

「こころの健康づくり実行宣言」における具体的な取り組みにあたっては、当連絡事務所、メンタルヘルス対策支援センター及び地域産業保健センターを是非ご活用下さい。

※詳しくはこちら(佐賀県庁ホームページ) ↓

http://www.pref.saga.lg.jp/web/kurashi/_1019/mental/kokoronetsaga/_66567.html

～．

2. お知らせ

◆平成24年度 産業医研修会及び産業保健研修会の終了について

平成24年度の産業医研修会及び産業保健研修会は、すべて終了いたしました。たくさんのご参加ありがとうございました。

平成25年度の産業医研修会及び産業保健研修会については、当連絡事務所のホームページ等で順次ご案内いたしますので、引き続き、多数の方に受講いただきますようお願いいたします。

◆平成25年度 産業医研修会の開催時間について

平成25年度より、産業医研修会の開催時間が以下の通り変更となりますので、ご了承下さい。

【開催時間の変更】

平成24年度まで…18：30～20：30

平成25年度より…19：00～21：00

◆産業保健相談員（基幹相談員）の退任及び就任について

平成25年度より、下記の先生方が当連絡事務所の基幹相談員として退任及び就任されることとなりましたので、お知らせします。

【退任・2名】

●瀬戸口俊明 相談員（佐賀大学理工学部 教授）

担当分野：労働衛生工学

●山田茂人 相談員（聖ルチア病院 精神科）

担当分野：メンタルヘルス

【就任・2名】

●松尾 繁 相談員（佐賀大学理工学部 教授）

担当分野：労働衛生工学

●門司 晃 相談員（佐賀大学医学部精神医学講座 教授）

担当分野：メンタルヘルス

◆平成24年度 メンタルヘルス対策支援センター事業の終了について

メンタルヘルス対策支援センターは、平成25年3月7日をもって平成24年度の業務を終了いたしました。

平成 25 年度の業務については決定次第、ホームページ等でご報告いたします。
メンタルヘルス対策支援センター事業に関するお問合せについては、当連絡
事務所（TEL 0952-41-1888）までご連絡下さい。

◆平成 24 年度 地域産業保健センター事業の終了について

地域産業保健センターは、平成 25 年 3 月 8 日をもちまして平成 24 年度の業
務を終了いたしました。

平成 25 年度の業務については決定次第、ホームページ等でご報告いたします。
地域産業保健センター事業に関するお問合せについては、当連絡事務所（TEL
0952-41-1888）までご連絡下さい。

～．

3. 産業保健相談員のコーナー

「衛生委員会の調査審議事項『メンタルヘルス対策』について」

基幹相談員 内川亘久
(担当分野：労働衛生関係法令)

<第三回>

衛生委員会の付議事項として、第 9 号に「長時間にわたる労働による労働者
の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」が定められています。
過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置等が定められて
います。

1. 時間外労働の削減

(1) 時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであり、また、時間外・
休日労働（休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合にお
けるその超えた時間をいう。以下同じ。）が月 45 時間を超えて長くなるほど、
業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まるとの医学的知見が得られている。
月 45 時間を超えて時間外労働を行わせることが可能である場合であっても、
事業者は実際の時間外労働を月 45 時間以下とするよう努めるものとする。

(2) 事業者は、休日労働についても削減に努めるものとする。事業者は「労

働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置等に関する基準について」
働時間の適正な把握を行うものとする。

(3) 事業者は、裁量労働制対象労働者及び管理・監督者についても、健康確保のための責務があることなどに十分留意し、当該労働者に対し、過重労働とならないよう十分な注意喚起を行うなどの措置を講ずるよう努めるものとする。

2. 年次有給休暇の取得促進

事業者は、年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用等により年次有給休暇の取得促進を図るものとする。

3. 労働時間などの設定の改善

事業者は、過重労働による健康障害を防止する観点から、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第4条第1項に基づき、労働時間等の設定の改善に適切に対処するために必要な事項について定める労働時間等設定改善指針が平成18年4月1日から適用されることに留意しつつ、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

4. 労働者の健康管理に係る措置の徹底

(1) 健康管理体制の整備、健康診断の実施等

ア. 健康管理体制の整備及び健康診断の実施

事業者は、労働安全衛生法に基づき、産業医や衛生管理者等を選任し、その者に事業場における健康管理に関する職務等を適切に行わせるとともに、衛生委員会等を設置し、適切に調査審議を行う等健康管理に関する体制を整備するものとする。

なお、事業場が常時50人未満の労働者を使用するものである場合には、地域産業保健センターの活用を図るものとする。

また、事業者は、労働安全衛生法に基づき、健康診断、健康診断結果についての医師からの意見聴取、健康診断実施後の措置、保健指導等を確実に実施するものとする。特に、深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対しては、6月以内ごとに1回の健康診断を実施しなければならないことに留意するものとする。

(2) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等

ア. 面接指導等の実施等（医師による面接指導及び面接指導に準ずる措置をいう。以下同じ。）

(ア) 事業者は、労働安全衛生法等に基づき、労働者の時間外・休日労働時間に

応じた面接指導等を次のとおり実施するものとする。

1. 時間外・休日労働時間が1月あたり100時間を超える労働者であって、申出を行ったものについては、医師による面接指導等を確実に実施するものとする。

2. 時間外・休日労働時間が1月あたり80時間を超える労働者であって、申出を行ったもの（1に該当する労働者は除く。）については、医師による面接指導等を実施するよう努めるものとする。

3. 時間外・休日労働時間が1月あたり100時間を超える労働者（1に該当する労働者は除く。）又は時間外・休日労働時間が2ないし6月の平均で1月あたり80時間を超える労働者については、医師による面接指導を実施するよう努めるものとする。

4. 時間外・休日労働時間が1月あたり45時間を超える労働者で、健康への配慮が必要と認めた者については、面接指導等の措置を講ずることが望ましいものとする。

(イ)事業者は、労働安全衛生法等に基づき、面接指導等の実施後の措置等を次のとおり実施するものとする。

1. (ア)の1の医師による面接指導を実施した場合は、その結果に基づき、労働者の健康を保持するために必要な措置について、遅滞なく医師から意見聴取するものとする。また、その意見を勘案し、必要があると認めるときは、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少など適切な事後措置を講ずるものとする。

2. (ア)の2から4までの面接指導等を実施した場合は、1に準じた措置の実施に努めるものとする。

3. 面接指導等により労働者のメンタルヘルス不調が把握された場合は、面接指導を行った医師、産業医等の助言を得ながら必要に応じ精神科医等との連携を図りつつ対応するものとする。

イ. 面接指導等を実施するための手続等の整備

(ア)事業者は、アの面接指導等を適切に実施するために、衛生委員会等において、以下の事項について調査審議を行うものとする。また、この結果に基づく必要な措置を講ずるものとする。

面接指導等の実施方法及び実施体制に関すること。

面接指導等の申出が適切に行われるための環境整備に関すること。

面接指導等の申出を行ったことにより当該労働者に対して不利益な取扱いが行われることがないようにするための対策に関すること。

アの(ア)の1から3までに該当する者とその他の者について面接指導等を実施する場合における事業場で定める必要な措置の実施に関する基準の策定に関

すること。

事業場における長時間労働による健康障害防止対策の労働者への周知に関すること。

(イ)事業者は、アの(ア)の1及び2の面接指導等を実施するに当たっては、その実施方法及び実施体制に関する事項に、労働者が自己の労働時間数を確認できる仕組みの整備申出を行う際の様式の作成申出を行う窓口の設定等を含め必要な措置を講じるとともに、労働者が申出を行いやすくする観点に立ってその周知徹底を図るものとする。

ウ. 望ましい対応

事業場が常時50人未満の労働者を使用するものである場合には、ア及びイの措置の実施は平成20年4月1日以降となっているが、事業者は、それ以前であっても、過重労働による健康障害防止の観点から、地域産業保健センターを活用しつつ、可能な限り、必要な労働者に対する面接指導等を実施することが望ましいものとする。

なお、当該事業場においてイの手續等の整備を行う場合には、事業者は、衛生委員会に代えて、労働安全衛生規則第23条の2に基づき設けた関係労働者の意見を聴くための機会を利用することが望ましいものとする。

(3) 過重労働による業務上の疾病を発生させた場合の措置

事業者は、過重労働による業務上の疾病を発生させた場合には、産業医等の助言を受け、又は必要に応じて労働安全衛生コンサルタントの活用を図りながら、次により原因の究明及び再発防止の徹底を図るものとする。

ア. 原因の究明

労働時間の適正管理、労働時間及び勤務の不規則性、拘束時間の状況、出張業務の状況、交替制勤務・深夜勤務の状況、作業環境の状況、精神的緊張を伴う勤務の状況、健康診断及び面接指導等の結果等について、多角的に原因の究明を行うこと。

イ. 再発防止

上記アの結果に基づき、衛生委員会等の調査審議を踏まえ、上記2から5の(2)までの措置に則った再発防止対策を樹立し、その対策を適切に実施すること。

3回シリーズで「衛生委員会の付議事項」の下記8号～10号「メンタルヘルス対策」にポイントを絞って述べてきましたが、衛生委員会等において十分な調査審議をするための労働者の意見が反映される参考になれば幸いです。

8 労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。

9 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。

10 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。

完

～．

4. 研修会のご案内

◆平成25年度 産業医研修会(4月)のご案内

研修会番号【1】

(実習)

- 1 日時 平成25年4月18日(木) 19:00～21:00
- 2 会場 アバンセ 4階 第2研修室(A) (佐賀市天神3丁目2-11)
- 3 単位 認定医：生涯研修の現地研修
(6) 作業環境管理・作業管理 2単位
- 4 テーマ「呼吸用保護具着用時のポイント」
- 5 講師 高倉労働衛生コンサルタント事務所 代表 高倉敏行 先生
- 6 定員 30名

研修会番号【2】

(実習)

- 1 日時 平成25年4月25日(木) 19:00～21:00
- 2 会場 アバンセ 4階 第2研修室(A) (佐賀市天神3丁目2-11)
- 3 単位 認定医：生涯研修の現地研修
(3) メンタルヘルス対策 2単位
- 4 テーマ「職場のメンタルヘルスと自殺予防
～医療従事者のメンタルヘルス対策も含めて～」
- 5 講師 佐賀大学医学部 教授 新地浩一 先生
- 6 定員 30名

※研修会場が開催日によって異なりますので、ご注意ください。

※受講を希望される場合は、所定の申込書類（メール又はFAX）にて事前の申込みをお願いいたします。

※詳しくはこちらから↓↓↓

<http://sanpo41.jp//index.php?id=21>

たくさんのご参加お待ちしております。

～産業医資格取得受講ご希望の皆様へのお知らせ～

平成22年4月1日より、産業保健推進センター（連絡事務所）にて基礎研修を実施することができなくなり、生涯研修のみの開催となりました。

当連絡事務所の本部となる労働者健康福祉機構の通知によるものですので、ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

◇平成25年度 産業保健研修会（4月）のご案内

研修会番号【1】

- 1 日時 平成25年4月12日（金）14：00～16：00
- 2 会場 アバンセ4階 第2研修室（A）（佐賀市天神3丁目2-11）
- 3 テーマ「職場のメンタルヘルスと自殺予防（医師・看護師以外の方が対象）」
- 4 講師 新地浩一 先生
- 5 定員 30名

研修会番号【2】

- 1 日時 平成25年4月17日（水）14：00～16：00
- 2 会場 アバンセ4階 第1研修室（A）（佐賀市天神3丁目2-11）
- 3 テーマ「実効性のある保健指導を考える①」
- 4 講師 宮崎博喜 先生
- 5 定員 30名

※研修会場が開催日によって異なりますので、ご注意ください。

※受講を希望される場合は、所定の申込書類（メール又はFAX）にて事前の

申込みをお願いいたします。

※詳しくはこちらから↓↓↓

<http://sanpo41.jp/index.php?id=22>

たくさんのご参加お待ちしております。

※4月上旬頃、平成25年度・前期（4～10月）産業保健研修会の案内パンフレットを県内の事業所宛て郵送させていただく予定です。

～．

5. 産業保健関係情報

《関係通達等》

▽厚生労働省より平成25年2月19日、「第8次粉じん障害防止総合対策」の推進について、都道府県労働局及び関係団体に対して通知が出されました。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T130221K0010.pdf>

《その他》

▽厚生労働省は平成25年2月8日、医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するためプロジェクトチームを設け、医療分野の「雇用の質」の向上につながる対応案などについて検討を進め、平成25年以降の取り組みの基本的方針と具体策を取りまとめたとして公表しました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002uzu7.html>

▽厚生労働省は平成25年2月12日、印刷業に係る胆管がんの労災請求はこれまで大阪府と宮城県の2事業場であったが、福岡県の事業場においても2名の労災請求があったと発表しました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002v3i8.html>

▽厚生労働省は平成25年2月14日、「除染廃棄物などの処分に従事する労働者の放射線障害防止に関する専門家検討会」の報告書を取りまとめ、公表しました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002v852.html>

▽厚生労働省の労働政策審議会は平成25年2月19日、労働災害減少のために

国が今後5年間にわたって重点的に取り組む事項を定めた「第12次労働災害防止計画（案）」について妥当と答申しました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002v7ud.html>

▽厚生労働省は平成25年2月22日、優れた技能と経験を持ち、安全を確保して優良な成績を上げた職長146名を「安全優良職長」として厚生労働大臣から検証することを決定しました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002spai.html>

▽厚生労働省は平成25年2月25日、平成24年の労働災害の動向を取りまとめ、公表しました。これによると、労働災害による死傷者数は11万4,458人で、前年比2,266人の増加で、平成22年から3年連続の増加となっています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002vz2a.html>

▽厚生労働省の委託により、産業医学振興財団において、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」が開設されています。

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

▽厚生労働省では、職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けたポータルサイト「みんなでなくそう 職場のパワーハラスメント あかるい職場応援団」が開設されています。

<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

ご相談・ご質問をお待ちしています！

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

佐賀産業保健推進連絡事務所では、産業医や事業所の労務管理者等の方が産業保健活動を実践する上での様々な問題に関するご相談・ご質問を窓口（予約面談）・電話・Eメール等で受け付けています。各専門分野の産業保健相談員を中心に対応し、解決方法を助言させていただきます。ご相談は無料ですので、どうぞお気軽にご利用ください。

【担当分野・相談例】

産業医学：●健康診断の事後措置●職業性疾病の予防対策●職場巡視の方法
労働衛生工学：●作業環境の維持管理と改善の方法●測定機器の扱い方
メンタルヘルス：●職場におけるメンタルヘルスの進め方

